

厚生労働省の取り組み

9 遺伝子組換え食品等の安全確保

遺伝子組換え技術によって組み込まれた遺伝子がどのように働くか、有害な成分ができていないかなどを確認し、遺伝子組換え食品等の安全性を総合的に審査しています。

遺伝子組換え技術は、生物の細胞から有用な性質を持つ遺伝子を取り出し、他の植物などに組み込むことで、新たに有用な性質を持たせるために使われています。ただし、遺伝子組換え技術を使ったことで、新たな有害物質ができていないかなどを確かめる必要があります。

厚生労働省は、遺伝子組換え食品等の安全性を確保するために、食品安全委員会の意見を聴いた上で、科学的なデータを基にした総合的な審査（安全性審査）をしています。

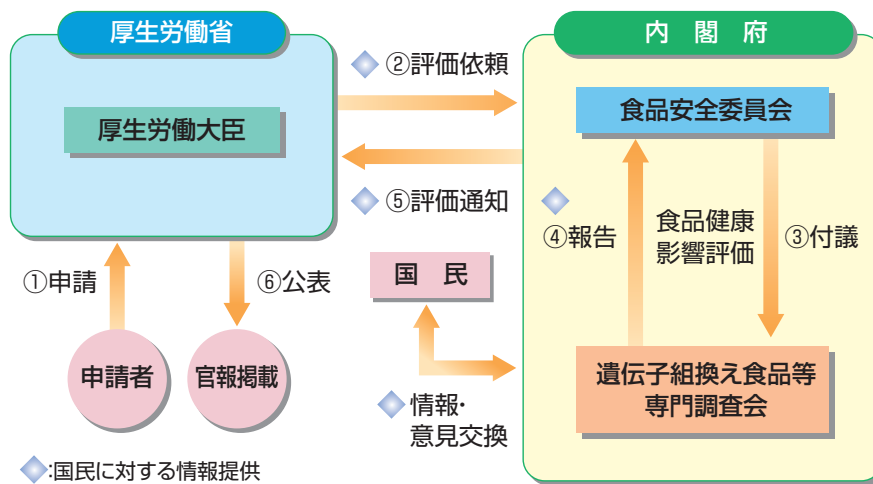
この安全性審査をパスした場合にのみ、その遺伝子組換え農作物や、これを原材料に用いた食品等を製造・輸入・販売することができます。また、遺伝子組換え食品等を製造する場合には、その製造所について、定められた製造基準の適合確認を受ける必要があります。

「遺伝子組換え食品等」とは

「遺伝子組換え食品等」とは、生物の細胞から、害虫や乾燥に強い、収穫量が多いなどの有用な性質を持つ遺伝子を取り出し、他の植物などの細胞の遺伝子に組み込み、新しい性質をもたせた農作物や、それから作られた食品、遺伝子組換え微生物を利用して作られた食品添加物をいいます。日本で販売・流通が認められているのは、食品8作物(217品種)と添加物7種類(16品目)です(平成25年2月現在)。

遺伝子組換え技術を用いると、組み込む有用な遺伝子を、種を超えていろいろな生物から得ることができます。このため、従来の品種改良と比べて、生産者や消費者の求める性質を効率よく持たせることができる一方、組み込まれた遺伝子によっては、アレルギーのもとになるタンパク質など、有害な物質ができる可能性もあります。

安全性審査の流れ



取り組み内容

安全性審査の義務化	➢平成13年4月から、安全性審査を義務化 ➢安全性審査を受けていない遺伝子組換え食品等や、これを原材料に用いた食品などの製造・輸入・販売の禁止
輸入食品の検査	安全性審査を受けていない遺伝子組換え食品等が市場に出回らないよう、輸入時に検査を実施
安全性に関する調査研究	遺伝子組換え食品等の検知法開発、新規タンパク質のアレルギー性評価などの研究を実施